

社会福祉法人渋川市社会福祉協議会

介護福祉機器貸出事業

利用できる方

渋川市にお住まいであり、以下に該当する方

○介護保険での貸出を受けられない方（要介護1以下）

※介護保険申請中、認定待ちの方も利用できますが、認定後、介護保険で貸出を受けられる状態になった場合は返却いただきます。

※車いすは1ヶ月以内であれば介護保険で貸出を受けられる方も利用できます。

○障害者で介護保険の対象とならない方

○疾病および傷害等のため福祉機器を必要とする方

貸出品目

ベッド 手動で背中がリクライニングするベッド

※高さ調整はできません。

※マットレスは付属しません。

（マットレスはご用意いただくか、希望により福祉機器取扱業者でも販売・搬入をしております。2万円～）

エアマット 床ずれ予防のためのマット

車いす 自乗用及び介助用



費用

費用は福祉機器取扱業者へ直接お支払いいただきます

ベッド 5,000円

エアマット 2,000円

車いす 2,000円（1ヶ月以内は無料）

※その他希望する付属品の代金は、ご負担いただきます。

利用の方法

本会本所又は各支所へ、下記の書類を提出してください

○貸出 「福祉機器利用申請書」

○返却 「福祉機器返却届出書」

※申請書及び返却届は本会ホームページからも取得できます。

機器の搬入・搬出

各機器は、福祉機器取扱業者が搬入及び搬出します

※1ヶ月以内貸出（無料）の車いすは、本会へご来所いただいたうえ、窓口で貸出します。

その他

各機器の破損による修理費用はご負担いただきます

※1ヶ月以内の車いす貸出は除く。（故意による破損でない場合）